



2022年2月25日

各 位

会社名 I-PEX 株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 土山 隆治
(コード番号 6640 東証第一部)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 財務総務部長 嶋崎 岳志
電 話 075-611-7155

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月29日開催予定の第59期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ア) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - イ) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ウ) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - エ) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 当社は、監査等委員会設置会社として、業務執行に係る迅速かつ果敢な意思決定を図るとともに、その実行を効率的に進めるため、執行役員制度を導入しております。そこで、定款において執行役員の位置づけを明確化し、従来は取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象としていた社長等の役職を執行役員に対して付与可能とするとともに、業務執行体制の一層の機動的・効率的な運営を図るため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ア) 変更案第14条第1項及び第2項は、株主総会の機動的な運営を可能にするため、株主総会の招集権者及び議長を取締役会決議によって決定する旨を定めるものであります。
 - イ) 変更案第4章の見出し及び変更案第30条は、定款において執行役員の位置づけを明確化するため、執行役員に関する規定を新設するものであります。

- ウ) 現行定款第22条の見出しの一部及び第2項は、定款において執行役員の位置づけを明確化するため、これを削除するものであります。
- エ) 変更案第23条第1項及び第2項は、取締役会の機動的な運営を可能にするため、取締役会の招集権者及び議長を取締役会決議によって決定する旨を定めるものであります。
- オ) 変更案第31条は、執行役員に対して社長等の役職を付与可能とする規定を新設するものであります。
- カ) 上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日(火曜日)

定款変更の効力発生日 2022年3月29日(火曜日)

【別紙】

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第11条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条（条文省略）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故あるときは</u>、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第16条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第21条（条文省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第1条～第11条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条（現行どおり）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により<u>予め取締役会で定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>当該取締役に差支えがあるときは</u>、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（電子提供措置等）</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>第19条～第21条（現行どおり）</p> <p>（代表取締役）</p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（②削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 ② <u>取締役社長に事故あるときは</u>、<u>予め取締役会において定めた順序により</u>、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>予め取締役会において定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。 ② <u>当該取締役に差支えがあるときは</u>、<u>予め取締役会において定めた順序により</u>、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第 24 条～第 29 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条～第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>執行役員</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 30 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>社長および役付執行役員等</u>)</p>
<p>第 30 条～第 35 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長 1 名を定める。</u> ② <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、役付執行役員を選定することができる。</u></p>
<p>附 則</p>	<p>第 32 条～第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>第 1 条 (条文省略)</p>	<p>附 則 第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>株主総会資料の電子提供に関する経過措置</u>)</p>
	<p>第 2 条 <u>現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u> ③ <u>本附則第 2 条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上